

奈良工業高等専門学校学生支援センター運営委員会規程

平成30年3月27日制定

令和2年2月13日改正

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校に、学生支援センター規程（以下「センター規程」という。）

第12条に基づき、学生支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、学生支援センター（以下「センター」という。）の管理・運営に必要な事項について審議することを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 センター規程第4条に掲げる者（ただし、第五号から第八号までに掲げる者を除く。）
- 二 学生主事
- 三 学生課長
- 四 学生担当事務職員のうち学生課長が指名する者

2 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を招集してその議長となる。

2 委員長に事故あるときは、センター規程第4条第二号又は第三号の副センター長がその職務を代理する。

(部会)

第5条 委員会に、学生相談に係る事項を協議する学生相談部会と障害学生の支援に係る事項を協議する障害学生支援部会を設置する。

2 学生相談部会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 センター規程第4条に掲げる者
- 二 学校医
- 三 その他、委員長が必要と認める者

3 障害学生支援部会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 センター規程第4条に掲げる者
- 二 教務主事補のうち教務主事が指名する者
- 三 支援の対象となる障害学生が在籍する学級の担任教員及び学年主任
- 四 その他、委員長が必要と認める者

4 委員長は、委員会が必要と認めたときは、特定の事項を審議するために、必要な者を第3条に掲げる委員から選出し、又委員以外の者を加えて1年を超えない範囲で部会を設置し、当該事項についてセンター運営に必要な協議を行うことができる。

5 部会に第3条第二号及び第三号の者が出席するときは、部会の審議をもって委員会の

審議とすることができる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、学生課で行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。